

No.12 多発しているその他の一般動力機械 - はさまれ巻き込まれの死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
12	8 ～ 10	金属加工用機械の作動に不具合が生じたため、被災者が金属加工用機械と当該機械を稼働させるための油圧装置の間（約53cm）で点検をしていた。被災者が作業をしやすいように機械の間隔を広げようと別の労働者が油圧装置を操作したところ、誤操作で機械の間に挟まった。	11001	169	7	100 ～ 299
11	10 ～ 12	被災者は、原料をプレス機内に上部から供給するバケット（上昇下降するもの）の横において、プレス機から戻ってきた原料の一部が山のようになりバケットからこぼれていたため、バケットと壁の狭い隙間から頭を入れて手でならしていたところ、バケットが自動で上昇し、バケットと壁との間に頭部を挟まれ、死亡したものの。	10905	169	7	30 ～ 49
10	10 ～ 12	「自動銅端子脱脂装置」により作業中、労働者が銅端子を投入したステンレス製容器を覗いていたところ、上からステンレス製容器をつかむ金属製のアームが降下したため、被災者の首がはさまれ頸部圧迫により死亡に至ったもの。	11204	169	7	50 ～ 99
10	12 ～ 14	被災者は、点検で入庫中の車両を洗車機で洗車中、洗車車両内に残した忘れ物（被災者の鞆）に気づき、洗車機を停止させずに、洗車車両助手席ドアを開け鞆を取っていたところ、洗車機が接近してきて助手席ドア上部と洗車機に首及び胸部を挟まれたもの。緊急搬送され治療したが、後日死亡。	80202	169	7	10 ～ 29
		被災者がロール状のフィルムを自動バンド結束機で結束する作業を				

9	10 ～ 12	行っていたところ、自動バンド結束機のフィルムリフト用のアーム（棒状の2本の治具で横倒しのフィルムを持ち上げるもの）と当該結束機のフレームとの間に頭部を挟まれ被災したものの。すぐに救急搬送され、治療していたものの、後日死亡したものの。	10805	169	7	～ 49
9	10 ～ 12	紙管製造機で紙管を製造していた際に、紙管の元となる原紙が途中で切れてしまったため、原紙を製造中の紙管に繋げようとガムテープを使い、製造中の紙管の切れた部分に原紙を付けたところ、紙管を回転させるゴムベルトに誤って手が挟まれ、その後体ごと巻き込まれた。	10609	169	7	1～ 9
8	18 ～ 20	被災者は、破砕機を用いた作業を終え、同機械を通常と異なる位置へ停車する作業を一人で行っていた。被災者が終業時間を過ぎても戻らないため、代表者が捜索したところ、被災者が同機械と倉庫の外壁面に挟まれた状態で発見されたもの。	60101	169	7	1～ 9
8	18 ～ 20	燻炭自動充填機の可動部分（※1）とフレームの間に胸部を挟まれて死亡した（※2）。（※1）燻炭を充填した袋を密封する装置に送る部分。エアシリンダで水平方向にスライドする。（※2）災害発生日、遅番で一人作業を行っており、翌朝死亡状態で発見された。	11709	169	7	1～ 9
7	18 ～ 20	被災者は、事業場が運営するゴルフ場の管理業務に従事する労働者だが、作業を終え、退勤の打刻をした後、事業場の敷地内にある車両保管場所前の道路上、トラクターを普段停車している場所から約28メートル坂を下った場所で、エンジンが停止し、ギアがニュートラルの位置でサイドブレーキの引かれていないトラクターの後部に取り付けた草集機の下敷きになった状態で同僚に発見された。	140101	169	7	100 ～ 299
7	16 ～	被災者は、同僚ら4名とともに河川敷の草刈り作業を行っていた。被災者は他の労働者から少し離れた位置で大型の草刈り機（長さ約2.5m、幅約1.7m、高さ約1.3m）を運転していたが、終了時刻になっても戻らなかったため、同僚が被災者の様子を確認に	30199	169	7	1～ 9

	18	行ったところ、機械の後方で下敷きとなった状態で発見された。解剖の結果、被災者は胸部圧迫により窒息死したことが確認された。				
7	10 ～ 12	空き缶リサイクルのための圧縮成形機を自動で動かしていた際に、 ～ 圧縮後に戻ったプッシャーと、付近の構造物の間に頭部を挟まれ、 12 死亡したもの。	80109	169	7	1～ 9
5	10 ～ 12	被災者は1名で事業場内の古紙を圧縮するプレス機周辺で作業をしていた。同僚が被災者の叫び声をきき、被災者の作業場所へ向かったところ古紙プレス機の扉に腰から上が挟まれ、足が浮いた状態で発見された。その後、同僚により救助されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。	80109	169	7	10 ～ 29
5	16 ～ 18	生コン工場で、高圧洗浄機を使ってトロンメル（生コンを砂利、砂、水に分離する装置）を洗浄しようとしていた労働者が、回転中のトロンメルに上半身を巻き込まれて死亡したもの。トロンメルの側面は鋼板で囲われており、回転体と接触できないようになっているが、被災者が発見されたとき、鋼板の点検口（縦1.1×横0.76m）が開き、上半身が点検口に入っていた。	10901	169	7	10 ～ 29
5	12 ～ 14	古紙を圧縮する機械から異常を示すブザーが鳴ったため、被災者が確認に行った。しばらくして悲鳴が聞こえたため、近くで作業していた作業員が、すぐさま駆け付けたところ、当該機械に首から下を挟まれた状態で被災者を発見したもの。	80109	169	7	10 ～ 29
4	16 ～ 18	現場において使用していた土壌改良のための機械（ほぐし機）（縦約2メートル×横約2メートル×高さ2.5メートル）の内部の回転軸の上に乗り、清掃作業をしていた際に回転軸に巻き込まれ死亡したもの。	30107	169	7	10 ～ 29
3	10 ～ 12	サトウキビ畑において、ハーベスタを使用し、サトウキビの収穫作業を行っていた際に、収穫する位置を変えるためハーベスタを後退させたところ、収穫の補助作業を行っていた作業員がハーベスタに	60101	169	7	30 ～ 49

		轢かれて死亡した。				
3	16 ～ 18	コンクリートブロック成型機の型を代えるため、エアーを抜いてボルト締めをしていたところ、成型機上部の下降を抑えるための措置を取らなかったため、成型機上部が下降し、成型機上部と下部の間に被災者の頭が挟まれ負傷したもの。被災者は病院に搬送されたが、頭部外傷による心停止と診断され、死亡が確認された。	10901	169	7	10 ～ 29
2	16 ～ 18	トラバーサコンベアのホッパーと鉄骨との間に被災者が宙づりで挟まれてぐったりしているところを、巡回中の工場長に発見されたものの。	11703	169	7	300 ～ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html